

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2582号

平成26年 6 月24日火曜日 第2582号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定施術機関の変更	(保健福祉課) 492
指定医療機関の休止の届出	(") 492
指定医療機関の廃止の届出	(") 492
介護機関(居宅介護事業者)の指定	(") 493
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	(") 493
介護機関(介護予防事業者)の指定	(") 493
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更	(") 493
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更	(") 494
指定介護機関(介護予防事業者)の変更	(") 494
指定介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の変更	(") 494
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出	(") 494
肥料登録有効期間の更新	(農産園芸課)495
肥料の登録の失効	(") 495
解除予定保安林にする旨の通知	(森林整備課) 495
保安林の指定の解除	(") 495
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示(2件)	(") 495
公告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告	(男女参画・県民協働課) 496
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出の一部訂正(4件)	(選挙管理委員会) 496

○愛媛県告示第779号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関の施術所の所在地が、次のように変更された。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術	幾 関	施		術		所	変 更年月日
氏	名	名	称	所	在	地	変 更年月日
):T/=+					(変更後) 宇和島市津島町高田内396		
八江信古	入江信吉 入江接骨院				介) 5津島町高	丽丙313	平成26年 5月1日

○愛媛県告示第780号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成26年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止年月日
寺井歯科医院	宇和島市新田町1-2-38	平成26年 5 月24日

○愛媛県告示第781号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年 6 月24日

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止年月日
こたに歯科医院	新居浜市星原町6-15	平成26年 4月30日
やまだ歯科医院	今治市吉海町名28 - 1	平成26年 5月4日
ふじいし医院	宇和島市三間町務田777 - 1	平成26年 5月12日

○愛媛県告示第782号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	主たる事務所の 居宅介護事業を行う事業所					
名	所 在 地	名 称	所 在 地	指定年月日			
株式会社リビング・サポート 研究所	西条市新市663番地 1	ヘルパーステーション媛達磨	西条市三津屋東49番地	平成26年 5 月 1 日			
有限会社新居浜調剤	新居浜市王子町3-2	王子調剤薬局	新居浜市王子町3-2	平成26年 5 月14日			
社会福祉法人愛生福祉会	高知県宿毛市平田町戸内1813 番地 1	ショートステイ事業所祝の郷 宇和島市祝森甲2407番地		平成26年 5 月20日			
社会福祉法人愛生福祉会	高知県宿毛市平田町戸内1813 番地 1	デイサービスセンター祝の森	宇和島市祝森甲2407番地	平成26年 5 月20日			

○愛媛県告示第783号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。 平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
の名が	所 在 地	名 称	所 在 地	14 化 4 万 口
医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目 1 番26 号	指定居宅介護支援事業所みや した	新居浜市松神子三丁目 1 番26 号	平成26年 5 月14日

○愛媛県告示第784号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関 (介 護 予 防 事 業 者)	主たる事務所の	介護予防事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
の 名 称	所 在 地	名称	所 在 地	
有限会社新居浜調剤	新居浜市王子町 3 - 2	王子調剤薬局	新居浜市王子町3-2	平成26年 5 月14日
社会福祉法人愛生福祉会	高知県宿毛市平田町戸内1813 番地 1	ショートステイ事業所祝の郷	宇和島市祝森甲2407番地	平成26年 5 月20日
社会福祉法人愛生福祉会	高知県宿毛市平田町戸内1813 番地 1	デイサービスセンター祝の森	宇和島市祝森甲2407番地	平成26年 5 月20日

○愛媛県告示第785号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 6 月24日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
名	所 在 地	名称	所 在 地	女女 牛为口
株式会社ヒューマンライフ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目6番22 号	株式会社ヒューマンライフ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目6番22 号	平成26年 5 月 7 日
休式云社にユーマンライフ	(変更前) 宇和島市朝日町三丁目 5 番25 号	株式安社にユーマンフィン	(変更前) 宇和島市朝日町三丁目 5 番25 号	平成20年3月7日

○愛媛県告示第786号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定福祉用具販売事業者)の主たる事務所の所在地及び特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定福祉 用具販売事業者)の	主たる事務所の			特定福祉用具販売事業を行う事業所					変 更 年 月 日
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
株式会社ヒューマンライフ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目 6 番22 号		宇和島市朝日町三丁目6番22 日日 日		フンニノコ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目 6 番22 号			· 平成26年 5 月 7 日
林式芸社にユーマンフィフ	(変更前) 宇和島市韓 号) 月日町三丁	目 5 番25	株式会社ヒュー	-	(変更前) 宇和島市朝日町三丁目 5番25 号		目 5 番25	十成20年3月7日

○愛媛県告示第787号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)の	主たる事務所の	介護 予防事業	を行う事業所	変更年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	多 史 中 月 日
株式会社ヒューマンライフ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目 6番22 号	- 株式会社ヒューマンライフ	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目6番22 号	平成26年 5 月 7 日
休式芸社とユーマンフィフ	(変更前) 宇和島市朝日町三丁目 5 番25 号	体式芸社にユーマンプイン	(変更前) 宇和島市朝日町三丁目 5 番25 号	十成20年3月7日

○愛媛県告示第788号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の主たる事務所の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(特定介護予防 主 た る 事 務 所 の 福祉用具販売事業者)			特定介記	護予防福祉用具	業所	変更年月日			
の 名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	
株式会社ヒューマンライフ	(変更後 宇和島市 号	(変更後) 宇和島市朝日町三丁目6番22号 (変更前) 宇和島市朝日町三丁目5番25号			株式会社ヒューマンライフ		朝日町三丁	平成26年 5 月 7 日	
林式芸社にユーマンライフ	(変更前 宇和島市 号						朝日町三丁	十100年3月7日	

○愛媛県告示第789号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年6月24日

介護機関(居宅 介護支援事業者)の	主た	る 事 務	所の	廃止に係	廃 止 年 月 日				
名 称	所	在	地	名	称	所	在	地	展 正 平 月 日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号		アースサポート	~新居浜	新居浜市で	西原町二丁	目2番2012	平成26年 5 月31日	

○愛媛県告示第790号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成32 年7月 26日	愛媛県 第1229 号	副産石 灰肥料	パール シェル	アルカ リ分 48 .0	その事は定のり他限項公格お	大日本ドロマイト鉱業株式会社愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成32 年7月 26日	愛媛県 第1230 号	副産石 灰肥料	粒状パ ー ル シェル	アルカ リ分 48 0	その事は定のり他限項公格お	大日本ドロマイ ト鉱業株式会社 愛媛県西予市城 川町田穂1456番 地2

○愛媛県告示第791号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

失効年 月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成26 年 6 月 2 日	愛媛県 第1274 号	混合有 機質肥 料	南海混 合有機 質肥料 6 - 5	窒素全 量 6.0 りん 全 5.0	南海物産株式会 社 愛媛県松山市古 三津2丁目20番 38号

○愛媛県告示第792号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所 東温市山之内字上ナル乙1537の6、乙1537の7、乙1538の1、 乙1539の6、乙1539の7

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第793号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、

次のように保安林の指定を解除する。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南宇和郡愛南町緑丙106の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第794号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年2月愛媛県告示第181号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
喜多郡内子町寺村 7	上浮穴郡小田町大字寺村555 藤 田 典 生	森林所有者
喜多郡内子町中川2116	喜多郡内子町中川2948 那 須 明 穂	"

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

11. - C. 111 - - - 111. - C. 111 - - - 111. - C. 111 - - - 111. -

○愛媛県告示第795号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成26年2月愛媛県告示第182号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 6 月24日

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
喜多郡内子町臼杵1828、 1829の1	上浮穴郡小田町大字寺村1097 谷 浩 一	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公	告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 6 月11日	特定非営利活動法人セルプメイト	村上幸久	松山市福音寺町444-8	この法人は、会員が持つ技術や知識及び経験を活かすことにより、障がいを持つ人々に対して、賃金水準の向上及び就職に役立つ技術や知識の習得のための支援事業を行い、障がい者と健常者が互いに協力し合いながら幸せな生活を共にできる社会の実現、福祉の増進及び経済の発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治団体の設立の届出(平成25年3月愛媛県選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のとおり訂正する。 平成26年6月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 薩 優

表中日本維新の会衆議院愛媛県第4区支部の項、日本維新の会衆議院愛媛県第2選挙区支部の項、新時代戦略研究会の項及び西岡新後援会の項を削り、同表を4国会議員関係政治団体以外の政治団体の表とし、同表の前に次の3表を加える。

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	1	代表者及	び会記	十責任	E者の	D氏名	i	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備	考
	代	表	者	会	計員	責 任	者	土にる事務所の所任地	公明の介里表		148	75
新時代戦略研究会	西	岡	新	安	永	副	美	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	衆議院議員	平成25年1月24日		

2 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会記	†責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者	公職の種類	届出年月日	# *	
政治団体の名称	代 表 者	会計責任者	土にる事務別の別任地	の氏名	公地の作業	油山平月口	備考	
新時代戦略研究会	西岡 新	安永 副美	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	西岡 新	衆議院議員	平成25年 1 月24日		
西岡新後援会	仲井 祥泰	安永 副美	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	西岡 新	衆議院議員	平成25年 1 月24日		

3 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政公园体办名称	代表者及び会計責任者の氏名								主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備考	
政治団体の名称	代	ā	ŧ	者	会	計員	責 任	者	土たる事務別の別任地	公地の作業	曲山平月口	備考	
日本維新の会衆議院愛媛県第4区 支部	桜	内	文	城	Щ	根	誠	司	宇和島市中央町二丁目 1 - 7	衆議院議員	平成24年11月26日	政党の支部	
日本維新の会衆議院愛媛県第2選 挙区支部	西	岡		新	板	倉	広	透	今治市北日吉町二丁目 6 - 42	衆議院議員	平成24年12月 5 日	政党の支部	

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治団体の設立の届出(平成25年5月愛媛県選挙管理委員会告示第24号)の一部を次のとおり訂正する。 平成26年6月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 薩 健

表中自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部の項を削り、同表を2国会議員関係政治団体以外の政治団体の表とし、同表の前に次の表を加える。

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

 政治団体の名称	1	代表者及	び会計	†責任	E者の	氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	備考
政治団体の名称	代	表	者	会	計責	任者				備考
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	井	原	巧	井	原	司	四国中央市中曽根町411 - 5	参議院議員	平成25年3月15日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治団体の設立の届出(平成25年5月愛媛県選挙管理委員会告示第33号)の一部を次のとおり訂正する。 平成26年6月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 優

表中日本維新の会衆議院愛媛県第3選挙区支部の項を削り、同表を2国会議員関係政治団体以外の政治団体の表とし、同表の前に次の表を加える。

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代	表者及	び会記	†責任者の)氏名	ナたで車数につに大地	小脳の揺れ	届出年月日	/# **
	代	表	者	会計員	賃 任 者	主たる事務所の所在地	公職の種類		備考
日本維新の会衆議院愛媛県第3選 挙区支部	森	夏	枝	白木	とし子	西条市西田甲450 - 1	衆議院議員	平成25年4月22日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治団体の設立の届出(平成25年8月愛媛県選挙管理委員会告示第65号)の一部を次のとおり訂正する。

平成26年6月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

表中藤岡かよこを支援する会豊策会の項を削り、同表を3国会議員関係政治団体以外の政治団体の表とし、同表の前に次の2表を加える。

1 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

11. 公田 什 0 名 40	代表者及び会記	十責任者の氏名	ナたで声数にのにたせ	八映 の 任 若	類 届出年月日	/# **
政治団体の名称	代 表 者	会計責任者	主たる事務所の所在地	公職の種類		備考
藤岡かよこを支援する会豊策会	藤 岡 佳代子	藤 岡 喜美代	松山市一番町一丁目11 - 4	参議院議員	平成25年6月6日	

2 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		ナたで東政氏の氏力地	公職の候補者	公職の種類	届出年月日	備考
	代 表 者	会計責任者	主たる事務所の所在地	の氏名	公地の作業	伸山平月口	備考
藤岡かよこを支援する会豊策会	藤岡佳代子	藤岡喜美代	松山市一番町一丁目11 - 4	藤岡佳代子	参議院議員	平成25年6月6日	

平成26年 6 月24日 発行 497